明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○商品取引所法施行規則の一部を改正する省令（農林水産・経済産業二）　一
〔告　示〕
○農薬を登録した件（農林水産六四二、六四三）　一〇
○農薬を再登録した件（同六四四）　一二
○農薬の登録が失効した件（同六四五）　一四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一五
特殊法人等
独立行政法人酒類総合研究所平成二十二年度計画の公表、独立行政法人都市再生機構、国民年金基金連合会個人型年金規約の一部を変更する規約、型式住宅部分等製造者の認証関係　一七
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省令

○農林水産省・経済産業省令第二号

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十四号）第二条の施行に伴い、並びに商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、商品取引所法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月二十一日

農林水産大臣　赤松　広隆
経済産業大臣　直嶋　正行

商品取引所法施行規則の一部を改正する省令

商品取引所法施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「商品取引所法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第一条の四とし、同条の前に次の三条を加える。

（商品取引所の兼業業務の認可申請）

第一条　商品取引所は、商品取引所法（以下「法」という。）第三条第一項ただし書の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一　認可を受けようとする業務の種類
二　当該業務の開始予定年月日

2　前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該業務を行う理由を記載した書面
二　当該業務の内容及び方法を記載した書面
三　当該業務を所掌する組織及び人員配置を記載した書面
四　当該業務に関する内部規則
五　当該認可後三事業年度における当該業務の収支の見込みを記載した書面
六　その他参考となるべき事項を記載した書面

（商品取引所の子会社の認可申請）

第一条の二　商品取引所は、法第三条の二第一項ただし書の規定により認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して主務大臣に提出しなければならない。

一　当該認可に係る会社を子会社（法第三条の二第三項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）とする理由を記載した書面
二　当該認可に係る子会社となる会社に関する次に掲げる書類
イ　商号及び本店の所在地を記載した書面
ロ　業務の内容を記載した書面
ハ　取締役及び監査役（委員会設置会社にあっては、取締役及び執行役。第三十六条の九及び第三十六条の十二第二号ハにおいて同じ。）の氏名及び役職名を記載した書面
ニ　当該会社が会計参与設置会社である場合には、会計参与の氏名又は名称を記載した書面
ホ　定款
ヘ　登記事項証明書
ト　直前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類